

## 西東京市緑化審議会（令和8年8月8日付委嘱）市民委員募集・選考要領

### 第1 趣旨

この要領は、西東京市みどりの保護と育成に関する条例第18条に規定する西東京市緑化審議会（以下「審議会」という。）の組織のうち、令和8年8月8日付で委嘱する市民委員を公募するにあたり、選考方法、基準等必要な事項について定めるものとする。

### 第2 募集

募集は、市報（令和8年5月1日号）及びホームページにより行う。

- 2 募集期間は、令和8年5月1日（金）から5月15日（金）までとする。
- 3 募集する人数は、3人とする。
- 4 応募資格は、満18歳以上（令和8年5月1日現在）の市内在住・在勤・在学の者とする。ただし、西東京市において他の審議会等附属機関の委員となっている者は兼任できないものとする。

### 第3 応募方法

応募しようとする方は、住所・氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号を明記の上、緑化に関する作文（800字程度、テーマ「民有地における緑化の促進の方策について」）をみどり環境部みどり公園課へ申込フォーム、郵送又は持参により提出するものとする。

- 2 作文の提出期限は、令和8年5月15日（金）必着とします。
- 3 提出された作文は理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 4 提出された作文の保存年限は、1年とします。

### 第4 選考方法

選考委員会において、提出された作文を審査することで行います。ただし、その作文が指定した字数に著しく達しないもの、又は指定した課題と異なるものについては、選考の対象としません。

- 2 審査結果は、公表しません。

### 第5 選考結果

令和8年7月初旬を目途に応募者へ通知します。

### 第6 任期

令和8年8月8日から令和10年8月7日までとします。

## 第7 その他

委員には、会議を開催した日数に応じて、日額 10,800 円の報酬が支払われます。

- 2 この応募により西東京市が得た個人情報は、選考委員会の選考の目的以外には使用しません。

## 附則

この要領は令和 8 年 5 月 1 日から施行し、市民委員を決定次第、その効力を失う。